

平成 21 年度 第 1 回

富合町合併特例区協議会臨時会



と き 平成21年5月29日(金)
午後2時00分～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第1号

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を次のように改正する。

平成21年5月29日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の145」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の145」とあるのは、「100分の130」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

○富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号）

（傍線部分は読み替え部分）

改正案	現 行
<p>(給与の支給)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 前項の規定により給与条列の例によることとされたものうち 期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条列第30条第2項(表の部分を除く。)に規定する期末 手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、3月に 支給する場合は100分の30、6月に支給する場合は<u>100</u> 分の<u>130</u>、12月に支給する場合は100分の160とする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(給与の支給)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 前項の規定により給与条列の例によることとされたものうち 期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条列第30条第2項(表の部分を除く。)に規定する期末 手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、3月に 支給する場合は100分の30、6月に支給する場合は<u>100</u> 分の<u>145</u>、12月に支給する場合は100分の160とする。</p> <p>(2) (略)</p>